

2020年7月22日

会員各位

スポーツクラブ・ヘミング亀岡

会則改定のお知らせ

平素は当クラブをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
この度、会則の一部を下記のとおり改定いたしましたのでご案内いたします。

記

1. 改定日 2020年8月1日
2. 改定箇所 第11条・第23条

【改定前】

第11条(諸会費・諸費用)

1. 会員は、別途定める諸会費を納入期日までに所定の方法で払い込まなければなりません。
2. 入会金・初期登録費用及び会員区分別の諸会費は、別途定めます。
3. 一旦払いこまれた諸経費・諸費用は、返還いたしません。
4. 会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払いいただきます。
5. 会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、会員区分の改廃、もしくは入会金・諸会費・諸料金の金額を変更することができ、施設内の掲示等において告知するものとします。

【改定後】

第11条(入会金・諸費用・諸会費)

1. 入会金、年会費等の諸費用、及び会員区分別の諸会費(以下「会費等」という)は、別途定めます。
2. 会員は、会費等を納入期日までに所定の方法で払い込まなければなりません。
3. 一旦払い込まれた会費等は、返還いたしません。
4. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの会費等をお支払いいただきます。
5. 会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、会員区分の改廃、もしくは会費等の金額を変更することができ、施設内の掲示等において告知するものとします。

【改定前】

第 23 条(施設の利用制限及び閉鎖・休業)

会社は本クラブが別紙に定める定休日・休館日の他、次の事由により施設の全部または一部を閉鎖・休業することがあります。尚、これにより会費等の支払い義務が軽減・免除されることはなく、また会費等は返還されません。

1. 気象災害、その他外因的事由により、災害が会員に及ぶと判断した場合。
2. 施設の増改築・修繕、または点検などやむを得ない場合。
3. 経営上重大な事由が発生した場合。
4. 各研修・特別行事を開催する場合。
5. その他重大な事由により、やむを得ない場合。

【改定後】

第 23 条(施設の利用制限及び閉鎖・休業)

会社は、別紙に定める定休日・休館日の他、次の事由により、本クラブの施設の全部または一部を閉鎖または休業することがあります。この場合会費等の支払い義務が軽減・免除されることはなく、また会費等は返還されません。

1. 自然災害や感染症の流行その他の外因的事由により、会員の生命身体財産に対する危険性が認められる場合または本クラブの施設に対する物理的または社会的効用が毀損される恐れが発生した場合。
2. 施設の増改築・修繕または点検などやむを得ない場合。
3. 本クラブのサービス向上のための研修その他特別行事を開催する場合。
4. 公的機関から休業の要請があった場合。
5. その他上記各事由と同程度の重大な事由が発生した場合。

(改定後の会則)

以上